中学生も消費者

知っておこう！消費生活知識

わたしたちはふだんの生活の中で、コンビニでジュースを買ったり、電車やバスに乗ったり、携帯電話やスマートフォンを使ったりしています。つまり、わたしたちは生活に必要な物資やサービスといった商品を購入して生活しているのです。このように、**商品を購入し、消費するわたしたちみんなを「消費者」**といいます。

消費者は、日々の選択で社会に様々な影響を与えています。よりよい社会を作るために、この冊子をよく読んで、責任あるかしこい消費者になりましょう！

©宮城県・旭プロダクション

宮城県消費生活センター

「契約」って何？

●契約は法律上の約束

契約とは、法律上の約束のことで、店側の「売る」という意思と、客側の「買う」という意思が合致して合意することで成立します。契約が成立すると、当事者にはお互いに、法律的な義務と権利が発生します。

●口約束でも契約は成立する

契約の成立に、契約書の作成が必要なわけではありません。ただし、高額な契約や複雑な契約は後日のトラブルを防ぐために契約書を作成することが一般的です。

契約書にサインをすると、内容を全て承諾したことになります。
よく読んでからサインするようにしましょう。

●契約は守らなくてはいけません

一度契約が成立すると、原則どちらか一方の都合で勝手に契約内容を変更したり、やめたりすることはできません！したがって、お店が返品に応じる義務はありません。契約するときは、よく考えてから行うようにしましょう。

※相手に脅された、重要な部分についてウソを言われた、内容が犯罪（麻薬など）といった場合には、契約を解消できる場合があります。

Q 1日を振り返ってみよう！
君は何回契約したかな？

A

困ったときの「クーリング・オフ」

クーリング・オフとは「頭を冷やす」という意味で、訪問販売や電話勧誘など不意打ち的な勧誘で契約をしてしまった場合、8日間以内（マルチ商法などは20日間）であれば無条件で契約を解除することができる制度です。クーリング・オフをすると、その契約はなかったことになります。「契約は守らなければならない」という原則の例外です。

※お店やテレビ、インターネットなどによる通信販売で買った場合は対象外なので、注意が必要です！

●クーリング・オフは、はがきでOK

右図に必要事項を書いて、郵便局の窓口から送付記録が残る「簡易書留」か「特定記録郵便」で送ります。はがきを出す前に必ず両面コピーを取るようにしましょう。

クーリング・オフができなくても契約をやめることができる場合があります。「あれ？おかしいなぁ」と思ったら消費生活センターに相談しましょう！！

実際に書いてみよう

契約解除通知

私は、貴社と次の契約をしましたが解除します。

契約年月日
販売会社名・担当者名
商品名
契約金額

円はすぐに返金してください。
すでに支払った代金
商品は早く引き取ってください。

年　月　日
住所
氏名

買い物上手になろう！

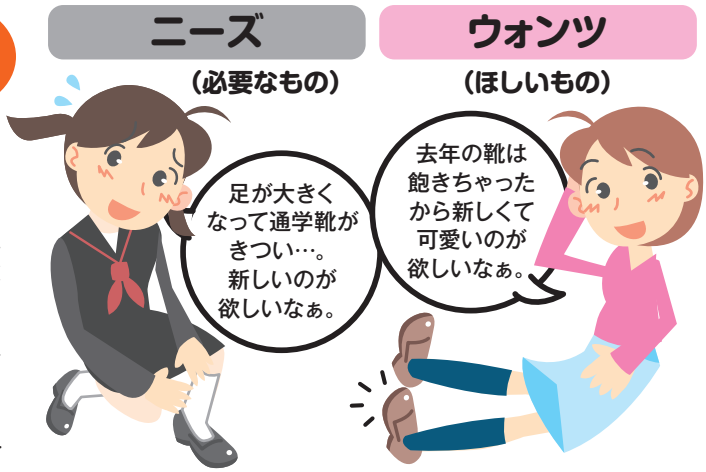

みなさんは買い物をする時、何をもとに商品を買っていますか？

上手に買い物をするためには、購入前に、自分の収入に対してそれが本当に必要なものなのかよく考える必要があります。ほしいものを欲求のままに購入し、収入を超えてしまうと、お金が足りなくなってしまいます。自分が買おうとしているものが「必要なもの（ニーズ）」なのか「欲しいもの（ウォンツ）」なのか優先順位をよく考えるようにしましょう。

Q

1ヶ月2,500円のおこづかいを、あなたはどのように使いますか？
結果を友だちと比べてみよう！

使いみち	金　額
合　計	

使いみちの例

文房具／プリクラ
洋服／マンガ
参考書／貯金
おかし／映画
ジュース

もし、おこづかいが半分になったら、あなたは何を減らしますか？理由も考えてみよう！

A

いろいろな支払方法

前払い

●電子マネー

お金の価格をデータ化して蓄積したカード。そのつど、チャージすることができる。
（例:icsca、Suicaなど）

●プリペイドカード

前払いした分だけ利用できるカード。
（例:図書カード、iTunesカードなど）

即時払い

●現金

購入した商品と引き替えに代金を支払う。

後払い

●クレジットカード

クレジットとは、「信用」という意味で、わたしたちの個人信用情報をもとに発行されるカード。信用を証明されたカードを提示することで、クレジット会社が商品の代金を立て替え払いしてくれて、その場に現金がなくても商品を購入できる。

※クレジットカードで買い物をするということは、クレジット会社に借金をすることと同じです!

※一括払いの他に分割で代金を支払うこともできますが、その場合、購入金額の他に手数料を支払わなくてはいけない場合があります。

消費者の権利と責任

消費者と事業者との間には商品の内容などについて、情報の量や質に大きな差があります。そのため、消費者が安心安全に暮らすために事業者などに情報などを求めることは当然の権利です。しかし、一方で、消費者にもトラブルにならないように情報をよく確認するなどの責任があります。

国際消費者機構（CI）では、消費者の8つの権利と5つの責任を提唱しています。また、「消費者基本法」の中でも、消費者の権利について定められています。

この権利と責任の考え方を理解して実践し、かしこく責任のある消費者になりましょう。

消費者の権利

❶基本的な生活のニーズが保障される権利　衣食住などの生活に必要なものがそろっている。

❷安全である権利

生命や健康に関わる危険な商品によって、消費者が被害を受けない。

❸情報が与えられる権利

商品の品質や内容などの情報をしっかり知ることができる。

❹選ぶ権利

自分の意思で、自由に商品やサービスを選べる。

❺意見を反映される権利

企業や行政などに意見を言ったとき、意見が反映されて対応策がとられる。

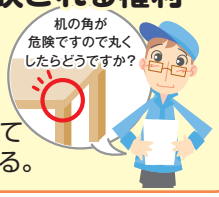

❻救済を受ける権利

被害を受けて企業や行政に相談したとき、被害回復の対応策がとられる。

❼消費者教育を受ける権利

被害や事故にあわないように、事前に学校や家庭で学ぶ機会がある。

❽健全な環境で暮らす権利　健全な生活環境の中で働き、生活ができる。

消費者の責任

❶批判的意識を持つ責任

広告などの情報をうのみにせず、商品の価格や品質に疑問や関心をもちましょう。

❷行動する責任

買った商品に問題があったら、企業や消費生活センターなどに相談しましょう。

❸社会的関心を持つ責任

自分たちの消費行動が、社会に与える影響を自覚して買い物をしましょう。

❹環境への自覚の責任

商品を選ぶときは、原料や使い終わった後のことも考えましょう。

❺消費者として団結し連帯する責任

ひとりでは弱い力も、集まれば大きな力になります。社会全体で協力して問題を解決しましょう。

消費者の行動が社会を変える！

商品を選ぶとき、安い商品や有名な商品を買うことが、良い消費者とは限りません。

商品を生産する人たちは、お客さんが買ってくれるものを開発し、生産しています。また、販売者も、どのような販売の仕方をすれば商品が売れるか消費者の行動を研究して販売しています。すなわち、わたしたちの消費行動が生産者や販売者の行動に影響を与えているのです！

わたしたちの選択が、社会に影響を与えていることを意識し、よく考えて買い物をするようにしましょう！

●ナイキの不買運動

1997年、靴メーカーのナイキが生産を委託していた東南アジアの下請け工場で、児童労働や長時間労働などの非人道的な労働が行われていることが発覚し、世界的にナイキ製品の不買運動が起こり、ナイキは経済的に大きな打撃を受けた。その後、ナイキは工場の労働環境改善に乗り出し、現在では「人権に配慮する会社」という評価を得るまでに企業イメージを回復している。

買い物のポイント

公正に取引されている商品や、地球にやさしい生産をしている商品などには、そのことを示すマークがついています。買い物の参考にしてみてください。

●フェアトレード認証商品

わたしたちが安く買える商品を作るために、途上国の人たちが低賃金労働や児童労働などをさせられている現実があります。「フェアトレード（公平な貿易）」とは、そのような現状を改善し、労働者が経済的に自立できるように、適正な価格で商品を売買する仕組みのことです。フェアトレード認証商品は市場価格より高めの場合もありますが、購入することで途上国の人々の生活を助け、環境保護にもつながります。

FAIRTRADE®

国際フェアトレード認証ラベル

●有機JASマーク

農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然界の力で生産された食品を表していて、農産物、加工食品、飼料及び畜産物に付けられています。

JAS

目指せ！消費者市民社会

●消費者市民社会とは？

消費者自らの行動が、周りの人や将来生まれる人、社会・経済・環境に影響を与えているということを意識して、よりよい社会になるよう積極的に参加する社会のことです。

●消費者市民社会を実現するために

①不公正な事業者と取引しない！

悪質な業者や商法、商品が減る！

②環境、人、地域に「やさしい」商品を選択する！

児童労働や環境に悪い商品などの減少につながる！

③必要ないサービスは断る！

ムダな包装が減り、ゴミが減る！

④買いすぎない！

本当に必要としている人のもとに商品がいきわたり、資源のムダが省ける！

インターネットを上手に利用しよう

スマートフォンやタブレット、パソコンなど、普段様々なかたちで皆さんメールやインターネットをしていると思います。しかし、大変便利で楽しい一方、インターネットには危険が多く潜んでいます。下記のチェック項目を使って、あなたがインターネットトラブルに巻き込まれやすい人かチェックしてみましょう。あなたは何個当てはまるかな？

★インターネットトラブル巻き込まれやすさチェック★

- □ お調子者だ
- □ その場のノリに流されやすい
- □ 1つのものに熱中すると周りが見えなくなる
- □ 画面上の言葉をそのまま信じてしまう
- □ メールやLINE などのSNS のメッセージへの返信が10分以上ないと不安になる
- □ ID やパスワードは、管理しやすいように全て同じにしている
- □ 街中の無料のWi-Fi スポットをよく利用している
- □ 契約書や取扱説明書はめんどくさいのであまり読まない
- □ インターネットの情報は正しい
- □ カッとなりやすい
- □ SNS の公開範囲やプライバシーの設定は初期設定のままだ

チェックの数が多いほど危険度が高いよ！

＿＿＿＿＿＿個

～インターネットを上手に使うポイント～

インターネットは公共の場です！

インターネットは世界中の人が見ることができます。誰が自分の発言を見ているかわかりません。インターネット上での発言や、個人情報の掲載は十分気をつけましょう！

完全な匿名はありません！

アカウントや過去の記事や写真、GPS などから個人が特定されてしまうことも…

リアルで言えない・できないことは絶対にしてはいけません！

インターネット上では、無意識のうちに加害者になるおそれや、自分の人生を台無しにしてしまう怖さがあることを忘れずに！

インターネット上にはウソの情報も多く存在します！

インターネットは誰でも気軽に情報を発信できます。なので、インターネット上には専門家じゃない人が載せた間違いやウソの情報もあります。また、有名人などになりすまして注目を集めようとしたり、個人情報を盗もうとする悪意のある人もいます。インターネット上の情報をうのみにせず、自分で見聞きしよく調べて、上手に情報を活用しましょう。

長時間の使用は、ネット依存症や寝不足、頭痛など心や体に悪い影響を与え、生活のリズムをくずしてしまいます！

インターネットやスマートフォン、携帯電話、タブレットなどの使い方について、家族で話し合ってルールを決めるといいでしょう。

自分の発言でトラブルになったときは、すぐに大人に相談しましょう！

※SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）
LINEやTwitterなど、インターネットを利用して誰でも気軽に情報を発信したり、やり取りができるサービスのこと。気軽に情報発信したり、友だちと連絡が取れて便利な一方、誰とでもつながることができるため、世界中の人に発信内容が見られる可能性がある。発言内容には注意が必要。

インターネットのトラブルにご用心！！

消費生活センターによせられる中学生が契約当事者の相談の８割以上がインターネット関連の相談です。大変便利なインターネットですが、使い方を間違えるとトラブルに巻き込まれてしまいます。事例を知ってトラブルを防ぎましょう！

ワンクリック詐欺

クリックしただけで登録完了に！？

無料の動画を見ていたら、年齢確認画面が現れたので18歳以上をクリックした。すると、突然アダルトサイトに登録になり、登録料9万円を請求する画面が現れた。

<アドバイス>

「お金がかかる」といった表示がないのに1回クリックしただけで契約が成立することはありません!これは、あわてて連絡してきた消費者からお金を巻き上げる手口です。このような画面が出たときは、サイトには絶対に連絡しないで消費生活センターに相談しましょう!

無料のオンラインゲーム

夢中になって遊んでいたら、いつの間にか高額請求に！？

無料のオンラインゲームで遊んでいた。レアキャラを手に入れるために、1回だけ課金して1個100円のアイテムを買うことにした。しかし、だんだん夢中になり、気がついたら請求が20万円を超えていた。

<アドバイス>

どうしても課金したい場合は、保護者に買ってもいいかその都度確認するようにしましょう。くれぐれも「夢中になりすぎて、いつの間にかいっぱい課金してしまった!」といったことがないように気をつけましょう。

迷惑メール

知らない人からのメールは返信しない！！

「サイト利用料が未納のため、本日中に連絡しないと法的手段を取る」という内容のメールが突然届いた。不安に思い、返信すると、さらに、知らないアドレスからメールがたくさん届くようになった。

<アドバイス>

身に覚えのない請求や知らない人からのメールは無視しましょう。返信することで、自分の個人情報を相手に教えてしまうことになり、更なるトラブルに繋がる可能性があります。請求された内容に不安がある場合は、相手に連絡するのではなく、消費生活センターに相談しましょう。

インターネットショッピング

注文した商品が届かない！？

インターネットでブランド物の財布が格安で売られていたので、前払いで購入した。しかし、商品が届かないのでメールで問い合わせたが返信がない。購入したサイトを確認したら住所などの記載がなくこれ以上連絡が取れない。

<アドバイス>

通信販売はクーリング･オフできません。購入前に返品ができるかなどよく確認しましょう。運営者名･住所･電話番号が載っているか、他のサイトと比べて極端に安くないかなどチェックしましょう。特に、支払方法が前払いしかできないサイトは利用しない方が賢明です。

早めの相談がトラブル解決のカギです

「あれ?おかしいなぁ」「困ったなぁ」と思ったら、1人で悩まず消費生活センターに相談しましょう！！

消費生活センターに相談しよう！！

消費生活センターは、消費者と事業者との間に発生した契約に関するトラブルや、製品事故、借金などの問題を解決するための相談にのってくれる行政機関です。専門の相談員が相談を受け付けています。不安なことや困ったことがあった時は一人で悩まず、消費生活センターに相談しましょう。

自立した消費者になるための5箇条

一、自分の買い物が社会に影響を与えていることを意識する！
二、契約する時はよく検討・確認する！
三、個人情報を他人に簡単に教えない！
四、知らない人からのメールは返信しない！
五、トラブルに巻き込まれた時は、1人で悩まず、家族や先生、消費生活センターに相談する！

★宮城県の相談窓口★

宮城県消費生活センター　☎022−261−5161 仙台市青葉区本町3丁目8番1号（県庁1階）
相談時間　月〜金…9時〜17時／土日…9時〜16時（祝日・年末年始除く）
http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/syohiseikatsu-center-index.html

【仙南圏】大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	【大崎圏】北部地方振興事務所 県民サービスセンター	【栗原圏】北部地方振興事務所栗原地域事務所県民サービスセンター
☎0224−52−5700 相談時間 月〜金 9時〜16時	☎0229−22−5700 相談時間 月〜金 9時〜16時	☎0228−23−5700 相談時間 月〜金 9時〜16時
【石巻圏】東部地方振興事務所 県民サービスセンター	**【登米圏】東部地方振興事務所登米地域事務所県民サービスセンター**	**【気仙沼・本吉圏】気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター**
☎0225−93−5700 相談時間 月〜金 9時〜16時	☎0220−22−5700 相談時間 月〜金 9時〜16時	☎0226−22−7000 相談時間 月〜金 9時〜16時

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。（詳しくは、最寄りの市町村へお問い合わせください）

★消費者ホットライン　嫌や！泣き寝入り　**☎188**　最寄りの消費生活相談窓口につながります。

この冊子は20,000部印刷し、1部あたりの印刷単価は約21円です。